

(総務委員会)

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため  
の手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律案(衆第二号)

(衆議院提出)要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、個人の道府県民税及び市町村民税の特例

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄<sup>てい</sup>疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等の交付を受けた個人について、当該手当金等の交付により生じた所得に係る道府県民税及び市町村民税の所得割の額として政令で定める額を免除するものとする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。